

令和8年5月19日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和8年5月18日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1

神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行																
<p>第1条～第4条（略） （課税地）</p> <p>第5条 徴収金を賦課徴収する課税地は、次の表の税目の欄に掲げる税目ごとに同表の当該課税地の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">税目</th> <th style="width: 70%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 自動車税（滞納処分に関する事務その他の事務に係る自動車税で規則で定めるものに限る。）</td> <td>自動車の所有者の住所地若しくは居所地又は事務所若しくは事業所の所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2（略）</p> <p>第5条の2～第5条の9（略） （納税管理人）</p> <p>第6条 県税（個人の県民税、県民税の利子割、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税__ ____及び狩猟税を除く。第3項において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合）は、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管区域内（自動車税__ ____及び鉦区税にあつては、県内）に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告し、又は当該所管区域外（自動車税__ ____及び鉦区税にあつては、県外）に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を</p>	税目	課税地	(略)		7 自動車税（滞納処分に関する事務その他の事務に係る自動車税で規則で定めるものに限る。）	自動車の所有者の住所地若しくは居所地又は事務所若しくは事業所の所在地	(略)		<p>第1条～第4条（略） （課税地）</p> <p>第5条 徴収金を賦課徴収する課税地は、次の表の税目の欄に掲げる税目ごとに同表の当該課税地の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">税目</th> <th style="width: 70%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 自動車税（滞納処分に関する事務その他の事務に係る自動車税で規則で定めるものに限る。）</td> <td><u>環境性能割にあつては自動車を取得した者の、種別割にあつては</u>自動車の所有者の住所地若しくは居所地又は事務所若しくは事業所の所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2（略）</p> <p>第5条の2～第5条の9（略） （納税管理人）</p> <p>第6条 県税（個人の県民税、県民税の利子割、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税、<u>自動車税の環境性能割</u>及び狩猟税を除く。第3項において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合）は、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管区域内（<u>自動車税の種別割</u>及び鉦区税にあつては、県内）に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告し、又は当該所管区域外（<u>自動車税の種別割</u>及び鉦区税にあつては、県外）に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を</p>	税目	課税地	(略)		7 自動車税（滞納処分に関する事務その他の事務に係る自動車税で規則で定めるものに限る。）	<u>環境性能割にあつては自動車を取得した者の、種別割にあつては</u> 自動車の所有者の住所地若しくは居所地又は事務所若しくは事業所の所在地	(略)	
税目	課税地																
(略)																	
7 自動車税（滞納処分に関する事務その他の事務に係る自動車税で規則で定めるものに限る。）	自動車の所有者の住所地若しくは居所地又は事務所若しくは事業所の所在地																
(略)																	
税目	課税地																
(略)																	
7 自動車税（滞納処分に関する事務その他の事務に係る自動車税で規則で定めるものに限る。）	<u>環境性能割にあつては自動車を取得した者の、種別割にあつては</u> 自動車の所有者の住所地若しくは居所地又は事務所若しくは事業所の所在地																
(略)																	

改 正	現 行
<p>変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条～第51条 (略)</p> <p>第52条から第54条まで 削除</p> <p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第55条 _____ 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>日本赤十字社、公益財団法人結核予防会、公益財団法人神奈川県結核予防会又は公益財団法人神奈川県予防医学協会が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車</u>で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p>	<p>変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条～第51条 (略)</p> <p>(<u>自動車税の課税免除</u>)</p> <p>第52条 <u>日本赤十字社、公益財団法人結核予防会、公益財団法人神奈川県結核予防会、公益財団法人神奈川県予防医学協会又は神奈川県性病予防協会が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車</u>で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1) <u>救急自動車</u></p> <p>(2) <u>巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車</u></p> <p>(3) <u>血液事業又は検便事業の用に供する自動車</u></p> <p>(4) <u>救護資材の運搬の用に供する自動車</u></p> <p>(5) <u>保健に関する広報宣伝の用に供する自動車</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる自動車に類する自動車</u>で知事が<u>自動車税</u>を課するのを不相当と認めるもの</p> <p>(<u>環境性能割の納付の方法</u>)</p> <p>第53条 <u>環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合は、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。</u></p> <p>(<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p>第54条 <u>知事は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要と認める者その他特別の事情がある者について、環境性能割を減免することができる。</u></p> <p>(<u>種別割</u> の課税免除)</p> <p>第55条 <u>第52条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する自動車</u>に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新規)</p>

改正	現行
<p>(1) <u>救急自動車</u></p> <p>(2) <u>巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車</u></p> <p>(3) <u>血液事業又は検便事業の用に供する自動車</u></p> <p>(4) <u>救護資材の運搬の用に供する自動車</u></p> <p>(5) <u>保健に関する広報宣伝の用に供する自動車</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる自動車に類する自動車</u> <u>知事が自動車税を課するのを不相当と認めるもの</u></p> <p>3 公益財団法人神奈川県交通安全協会が所有する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第56条 次の各号に掲げる自動車に対して課する<u>自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）</p> <p>ア 営業用</p> <p>(ア) 電気を動力源 年額 7500円 とする自動車 内燃機関を有し <u>ない</u> _____ の（以下「電気 自動車」とい う。）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する<u>自動車税</u>の税率は、同項（<u>同号に係る部分に限る。</u>）の規定にかかわらず、同号に定める額を、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(自動車税の税率の特例等)</p> <p>第57条 医師又は医業を目的とする法人が所有する自動車のうち、救急病院等を定める省令</p>	<p>2 公益財団法人神奈川県交通安全協会が所有する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第56条 次の各号に掲げる自動車に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）</p> <p>ア 営業用</p> <p>(ア) 電気を動力源 年額 7500円 とする自動車 内燃機関を<u>有す</u> <u>るもの以外のも</u> の（以下「電気 自動車」とい う。）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する<u>種別割</u>の税率は、同項 _____ _____の規定にかかわらず、同号に定める額を、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例等)</p> <p>第57条 医師又は医業を目的とする法人が所有する自動車のうち、救急病院等を定める省令</p>

改 正	現 行
<p>(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項本文に規定する救急病院若しくは救急診療所又は同項ただし書に規定する病院若しくは診療所において専ら巡回診療又は患者の輸送の用に供すると知事が認めた自動車(以下この条において「医療用自動車」という。)に対する<u>自動車税</u>の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による税率に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該医療用自動車に係る税率に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による医療用自動車としての認定を受けようとする者は、<u>法第160条第1項</u>の規定により申告書又は報告書を提出する際にその旨を知事に申請しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(<u>自動車税</u>の納期)</p> <p>第58条 <u>自動車税</u>の納期は、5月10日から同月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、賦課期日後に納税義務が発生した<u>自動車税</u>を普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書により定めるところによる。</p> <p>(<u>自動車税</u>の徴収の方法の特例)</p> <p>第59条 知事は、<u>法第158条第3項</u>の規定により<u>自動車税</u>を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合は、<u>自動車税</u>の額に相当する現金の納付を受けた後、<u>法第160条第1項</u>の規定により提出すべき申告書又は報告書に納税済印を押印しなければならない。</p> <p>2 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録の申請を行う場合において、<u>法第747条の2第1項</u>の規定により<u>法第762条第1号</u>に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、<u>法第160条第1項</u>の規定による申告書又は報告書の提出を行うときは、当該納税者が当該</p>	<p>(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項本文に規定する救急病院若しくは救急診療所又は同項ただし書に規定する病院若しくは診療所において専ら巡回診療又は患者の輸送の用に供すると知事が認めた自動車(以下この条において「医療用自動車」という。)に対する<u>種別割</u>の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による税率に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該医療用自動車に係る税率に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による医療用自動車としての認定を受けようとする者は、<u>法第177条の13第1項</u>の規定により申告書又は報告書を提出する際にその旨を知事に申請しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の納期)</p> <p>第58条 <u>種別割</u>の納期は、5月10日から同月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、賦課期日後に納税義務が発生した<u>種別割</u>を普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書により定めるところによる。</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法の特例)</p> <p>第59条 知事は、<u>法第177条の11第3項</u>の規定により<u>種別割</u>を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合は、<u>種別割</u>の額に相当する現金の納付を受けた後、<u>法第177条の13第1項</u>の規定により提出すべき申告書又は報告書に納税済印を押印しなければならない。</p> <p>2 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録の申請を行う場合において、<u>法第747条の2第1項</u>の規定により<u>法第762条第1号</u>に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、<u>法第177条の13第1項</u>の規定による申告書又は報告書の提出を行うときは、当該納税者が当該</p>

改 正	現 行
<p>新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税を地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法により徴収するものとする。</p> <p>(自動車税の賦課徴収に関する申告書等の提出)</p>	<p>登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法により徴収するものとする。</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告書等の提出)</p>
<p>第60条 法第160条第1項の道府県の条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第55条の規定の適用を受けていた自動車が同条の規定の適用を受けなくなった場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第146条第2項に規定する使用者となった場合又は使用者でなくなった場合</p> <p>第60条の2 (略)</p>	<p>第60条 法第177条の13第1項の道府県の条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第52条又は第55条の規定の適用を受けていた自動車が、これらの規定の適用を受けなくなった場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第146条第3項に規定する使用者となった場合又は使用者でなくなった場合</p> <p>第60条の2 (略)</p>
<p>(自動車税の減免)</p>	<p>(種別割の減免)</p>
<p>第61条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要と認める者について、自動車税を減免することができる。</p> <p>(自動車税の督促期間)</p>	<p>第61条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要と認める者について、種別割を減免することができる。</p> <p>(種別割の督促期間)</p>
<p>第61条の2 自動車税に係る徴収金の督促状を発する期間は、納期限後50日以内とする。</p>	<p>第61条の2 種別割に係る徴収金の督促状を発する期間は、納期限後50日以内とする。</p>
<p>第62条～第80条 (略)</p>	<p>第62条～第80条 (略)</p>
<p>第81条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第25条第1項から第3項まで、第60条の2若しくは第63条又は法第160条第1項の規定による申告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者</p> <p>(4) 法第74条の10第1項から第3項まで_____の規定による申告書を正当な理由がなくて当該申告書の提出期限までに提出しなかつた者</p> <p>附 則</p>	<p>第81条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第25条第1項から第3項まで、第60条の2若しくは第63条又は法第177条の13第1項の規定による申告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者</p> <p>(4) 法第74条の10第1項から第3項まで又は第160条第1項の規定による申告書を正当な理由がなくて当該申告書の提出期限までに提出しなかつた者</p> <p>附 則</p>
<p>第1条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p>
<p>(自動車税_____の税率の特例)</p>	<p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p>
<p>第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第5条第1項に規定するものをいう。第3</p>	<p>第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。第3</p>

改 正	現 行
<p>項第2号及び次条第3項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項に規定するものをいう。次条第3項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第2項に規定するものをいう。次条第3項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するものをいう。第1号及び次条第3項において同じ。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。次条第1項において同じ。)、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車(同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの(自家用のものに限る。))に限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税_____に係る同条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第4項第1号において同じ。)</u>又は<u>石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条第6項に規定するものをいう。次号、第3項第3号及び第4項第1号において同じ。))</u>に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道</p>	<p>項第2号及び次条第3項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第3項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第1項に規定するものをいう。次条第3項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。_____次条第3項において同じ。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。次条第1項において同じ。)、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車(同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの(自家用のものに限る。))に限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(第3項第4号及び第4項第1号において「ガソリン自動車」という。)</u>又は<u>同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(第3項第5号及び第4項第2号において「石油ガス自動車」という。)</u>で平成25年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの<u>初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</u></p>

改 正	現 行						
<p>路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第4項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>	<p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（第3項第6号及び第4項第3号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 712 481 763">(略)</td> <td data-bbox="481 712 635 763"></td> <td data-bbox="635 712 775 763"></td> </tr> </table>	(略)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="823 712 1128 763">(略)</td> <td data-bbox="1128 712 1281 763"></td> <td data-bbox="1281 712 1422 763"></td> </tr> </table>	(略)		
(略)							
(略)							
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>						
<p>3 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>						
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>						
<p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項に規定するもの</p>	<p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</p>						

改 正	現 行						
<p>(削除)</p>	<p>油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p> <p>(6) 軽油自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの</p>						
<table border="1" data-bbox="177 1182 775 1227"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4 下に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第2号イ、第3号ウ並びに第5号ア及びオに規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。以下この項において同じ。）に対する同条第1項第1号ア（イ）及び第4号ア並びに第3項本文の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、同表第56条第2項の項及び第56条第3項本文の項中「附則第20条第3項」とあるのは、「附則第20条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条</p>	(略)			<table border="1" data-bbox="823 1182 1418 1227"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4 下に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項第1号ア（イ）及び第4号ア並びに第3項本文の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えない</p>	(略)		
(略)							
(略)							

改 正	現 行
<p><u>第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同条第7項に規定するもの</u></p> <p><u>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつ</u></p>	<p><u>もの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの</u></p> <p><u>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの</u></p>

改 正	現 行																																					
<p><u>て、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第10項に規定するもの</u></p> <p>(3) <u>軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第13項に規定するもの</u></p>	<p>(3) <u>軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの</u></p>																																					
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第56条第1項第1号ア(イ)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>8,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,500円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>9,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1万3,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1万5,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1万7,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>2万500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1万500円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>2万3,600円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1万2,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>2万7,200円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1万4,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>4万700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2万500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第56条第1項第4号ア</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第56条第3項本文</u></td> <td style="text-align: center;">前2項</td> <td style="text-align: center;">前2項（<u>附則第20条第4項の規定により読み</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>第56条第1項第1号ア(イ)</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>		<u>8,500円</u>	<u>4,500円</u>		<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>		<u>1万3,800円</u>	<u>7,000円</u>		<u>1万5,700円</u>	<u>8,000円</u>		<u>1万7,900円</u>	<u>9,000円</u>		<u>2万500円</u>	<u>1万500円</u>		<u>2万3,600円</u>	<u>1万2,000円</u>		<u>2万7,200円</u>	<u>1万4,000円</u>		<u>4万700円</u>	<u>2万500円</u>	<u>第56条第1項第4号ア</u>	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>第56条第3項本文</u>	前2項	前2項（ <u>附則第20条第4項の規定により読み</u>	
<u>第56条第1項第1号ア(イ)</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>																																				
	<u>8,500円</u>	<u>4,500円</u>																																				
	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>																																				
	<u>1万3,800円</u>	<u>7,000円</u>																																				
	<u>1万5,700円</u>	<u>8,000円</u>																																				
	<u>1万7,900円</u>	<u>9,000円</u>																																				
	<u>2万500円</u>	<u>1万500円</u>																																				
	<u>2万3,600円</u>	<u>1万2,000円</u>																																				
	<u>2万7,200円</u>	<u>1万4,000円</u>																																				
	<u>4万700円</u>	<u>2万500円</u>																																				
<u>第56条第1項第4号ア</u>	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>																																				
<u>第56条第3項本文</u>	前2項	前2項（ <u>附則第20条第4項の規定により読み</u>																																				

改 正	現 行			
<p>5 (略)</p> <p>第21条 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは特種用途自動車（第56条第3項第5号アに規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は特種用途自動車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において<u>道路運送車両法第2条第5項</u>に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは特種用途自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税_____の税率は、第56条第1項及び第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車（第56条第3項第4号イに規定するものに限る。以下この項において同じ。）であつて、平成28年改正前の地方税法第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年</p>	<table border="1" data-bbox="804 215 1422 371"> <tr> <td data-bbox="804 215 1038 371"></td> <td data-bbox="1038 215 1230 371"></td> <td data-bbox="1230 215 1422 371">替えて適用される場合を含む。）</td> </tr> </table> <p>5 (略)</p> <p>第21条 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは特種用途自動車（第56条第3項第5号アに規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は特種用途自動車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において<u>法第146条第2項</u>_____に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは特種用途自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第56条第1項及び第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車（第56条第3項第4号イに規定するものに限る。以下この項において同じ。）であつて、平成28年改正前の地方税法第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年</p>			替えて適用される場合を含む。）
		替えて適用される場合を含む。）		

改 正	現 行						
<p>改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において<u>道路運送車両法第2条第5項</u>に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税_____の税率は、第56条第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 前2項の規定の適用を受ける自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、<u>前条第1項各号</u>_____に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税_____に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="177 1227 775 1272"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4 (略)</p> <p>第22条～第24条 (略)</p>	(略)			<p>改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において<u>法第146条第2項</u>_____に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税<u>の種別割</u>の税率は、第56条第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 前2項の規定の適用を受ける自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、<u>附則第20条第1項各号</u>_____に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税<u>の種別割</u>に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1227 1422 1272"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4 (略)</p> <p>第22条～第24条 (略)</p>	(略)		
(略)							
(略)							

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例
 (昭和27年神奈川県条例第38号) 新旧対照表
 <附則第5項関係>

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する自動車に対する自動車税 の特例に関する条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、自動車税_____の徴収について神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する<u>自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税_____は、神奈川県県税条例第59条及び地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第158条第1項</u>の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(<u>自動車税</u>の証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条に掲げる<u>自動車税</u>の納税義務者は、毎年4月中（賦課期日後に<u>自動車税</u>の納税義務が発生した者にあつては、当該<u>自動車税</u>の納税義務の発生した日から翌月末日まで）において、県が発行する第1号様式の証紙によつて当該<u>自動車税</u>を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>自動車税</u>の納税義務は購入した証紙に第2号様式の押印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>第1号様式</p>	<p style="text-align: center;"><u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する自動車に対する自動車税 の種別割の特例に関する条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、<u>自動車税の種別割</u>の徴収について神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する<u>自動車税の種別割</u>（以下「種別割」という。）は、神奈川県県税条例第59条及び地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第177条の11第1項</u>の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>の証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条に掲げる<u>種別割</u>の納税義務者は、毎年4月中（賦課期日後に<u>種別割</u>の納税義務が発生した者にあつては、当該<u>種別割</u>の納税義務の発生した日から翌月末日まで）において、県が発行する第1号様式の証紙によつて当該<u>種別割</u>を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>種別割</u>の納税義務は購入した証紙に第2号様式の押印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>第1号様式</p>

改 正	現 行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 車 種(Type of Vehicle) _____ 登 録 番 号(License Number) _____ 自 動 車 税 証 紙 (Automobile Tax Stamp) 税 額(Tax Amount) ￥ _____ 課 税 期 間 月 分 年 月 日 から (Tax for Months from to) 交 付 年 月 日 年 月 日 神 奈 川 県 (Date of Deliver) (Kanagawa Prefecture) </div> <p>第 2 号 様 式 (略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 車 種(Type of Vehicle) _____ 登 録 番 号(License Number) _____ 自 動 車 税 種 別 割 証 紙 (Automobile Tax Stamp) 税 額(Tax Amount) ￥ _____ 課 税 期 間 月 分 年 月 日 から (Tax for Months from to) 交 付 年 月 日 年 月 日 神 奈 川 県 (Date of Deliver) (Kanagawa Prefecture) </div> <p>第 2 号 様 式 (略)</p>

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の税率の特例に関する
 条例（昭和27年神奈川県条例第69号）新旧対照表
 <附則第6項関係>

改 正	現 行
<p><u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する自動車に対する自動車税 の税率の特例に関する条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律 第226号）第6条第2項の規定に基づき、自 動車税_____の税率について神奈川県県税 条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の特例 を設けることを目的とする。</p> <p>(税率の特例)</p> <p>第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、 家族、契約者又は軍人用販売機関等（日本国 とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する 法律（昭和27年法律第119号）第2条に規定 するものをいう。）の所有する自動車に対す る自動車税_____の税率は、神奈川県県税 条例第56条の規定にかかわらず次の各号に掲 げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当 該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する自動車に対する自動車税 の種別割の税率の特例に関する条 例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律 第226号）第6条第2項の規定に基づき、自 動車税の種別割の税率について神奈川県県税 条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の特例 を設けることを目的とする。</p> <p>(税率の特例)</p> <p>第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、 家族、契約者又は軍人用販売機関等（日本国 とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する 法律（昭和27年法律第119号）第2条に規定 するものをいう。）の所有する自動車に対す る自動車税の種別割の税率は、神奈川県県税 条例第56条の規定にかかわらず次の各号に掲 げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当 該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>